

小畑委員資料

就労の確保等について

1 職業訓練、刑務作業等について

効果的な再犯防止施策の要諦は、矯正施設在所中から更生保護関係諸機関との連携を密にし、できるだけ早期に帰住地を定め、必要な社会適応のための知識や技能を習得させる等の支援を行うことが必要である。

さらに重要な喫緊の課題は、地方自治体、関係機関等の支援を得て、刑務所出所者を円滑に社会内に移行させ、最終的に地域社会で長く支えていける支援体制・仕組みを作ることである。

出所後の就労を希望していても、多くの負因を持った、例えば、体力・持久力・社会適応力が乏しい者、障害者、高齢者等の比率が増えているが、これについて作業時間の大部分を単純な紙細工等の座業作業に就けるだけでなく、役割活動を増やすなど出所後の就労に役立つ実効的な処遇方策を模索する新たな刑務作業の内容・方法の見直しが必要な時期にきているのではないか。

この具体策として次の2点が考えられないか

- 1 刑事施設において、炊事、清掃等の自営作業の種類及び定員の増加を図る（成績優秀な健康優良受刑者以外を対象とした自営作業の新設）。
- 2 地方自治体等において、矯正施設の要望に応じて、専門的な指導を行える地域の専門家を紹介する仕組み、或いは矯正職員に対する指導スキル伝授のための研修機会・場を提供する等の協力が得られないか。

このためには、矯正職員の意識改革と職員配置等の改善が必要である。

2 就労意欲の低い者や基本的スキル・マナーが欠けている者に対する刑務作業について

就労意欲の喚起やスキル・マナーを習得させるための指導・支援の充実も重要であるが、それとともに肉体労働（女子であれば掃除など。ホテルのベッドメイキング等かなりの重労働なので大概の者が就労当日から悲鳴を上げ辞めたいという。）に就くケースが多いので「体力と持久力」を持たせることも必要である。

3 就労支援と福祉的支援との狭間にある者の就労の促進について

両全会は、関連機関の「特定非営利活動法人両全トウネサーレ（フランス語のヒマワリの意）」において、退会後の安定的な就労の確保と自然環境に恵まれた風土の中で、農業などを行う人間塾を併設し「人間性の回復」を実現するため、現在、岩手県においてソーシャルファーム（社会的企業）の設立を目指し準備活動をしている。

＊添付資料二枚

- ①両全トウネサーレの活動（寄り添い型ケアの推進）
- ②NPO法人両全トウネサーレの若者育成事業

実現に向けての大きな壁は二つある。

- 1 刑務所出所者の受け入れについて地域の受け入れが極めて困難である
- 2 財政的経営基盤の弱い更生保護法人がハード、ソフトの両面に必要な資金の確保が困難である

これらの解決のため、1については、地域の協力を得るための努力をするが、刑務所出所者の出口支援だけを対象とした事業でなく、「児童自立援助ホーム」、「ニート等の生活困窮者支援」、障害者などの多様な就労困難者から段階的に入るなどの方策が必要である。ある程度地域の理解が得られてから、フランスのソーシャルファーム「ジャルダン・ド・コカーニュ」の例のように10%から20%の刑務所出所者を入れていく方策が良いか。

人間性の回復や社会適応化のためには刑務所出所者だけを対象とするだけでなく多様性（ダイバーシティ）を重視した環境の中で行う方が効果的ではないか。

2については、内閣府、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、地方自治体等の関係官庁から民間機関のあらゆる助成制度の活用を図るほか篤志家の協力を仰ぎたい。

社会的事業を行うに当たり資金的手当てを行う制度（ファンドの活用等）の拡充がのぞまれる。欧米のような経済界の支援・協力が活発化できないか。

4 協力雇用主に対する情報提供の強化について

せっかく採用されても雇用主と従業員との情報の共有が十分でないため採用された対象者がいじめにあったり居づらくなり辞めてしまう事例もある。

この面についても協力雇用主への雇用先で定着できるように効果的な情報の提供と協力が必要である。

5 国及び地方公共団体による直接雇用の推進について

協力雇用主が活動しやすい環境を作るため、国民の意識を変えるには、国及び地方公共団体が保護観察対象者等を直接雇用し自ら実践することが、社会への波及力を生じさせるために重要である。

6 職場定着に向けた継続的な支援の実施について

社会適応力の弱い刑務所出所者が就労を継続するためには、励まし相談に応じる「寄り添い型のケア」が不可欠である。

住居の確保等について

1 更生保護施設による寄り添い支援について

当会では、薬物事犯者の一部について、外部専門家の共助を得て退会後を含め3年間の通所による離脱指導を行っている。

この外、当会を退会した者でかなりの者が、電話や来会で話や相談に来る。社会で相談できる相手がなく、また社会では前歴のため相談しにくい、在会時に日常的に話していた職員にはある程度信頼関係があるので話せる。せっかく定住先を「確保」しても、退会後の「定着」できるかは、大きな問題である。定住先の定着、すなわち、円滑な地域移行に向けて、伴走型の「寄り添い支援」が必要である。

厳しい更生保護施設の職員状況では、施設入所中のきめの細かい処遇や施設退会後のフォローアップを行うことは極めて困難である。

これらの改善のための予算が必要である。入所中及び退会後の相談機能を拡充・制度化し職員を配置できれば退会後の再犯抑止効果の向上が期待できる。

2 更生保護施設退所後の定住先の確保について

地方公共団体と連携し公営住宅への入居や地方公共団体の各種住宅支援制度（例えば、東京都のチャレンジネットの支援制度は当会でも利用している。）を利用できることが望まれる。

退会者は前歴や所持金等の関係で定住先を確保することが極めて困難である。そのため、前述の公営住宅への優先的入居や入居に当たっての身元保証等の仕組みが必要である。

当会では、貯金が十分でない場合や、保証人がいない等の理由でアパートの賃貸契約ができにくい退会者のために、厳しい更生保護施設の経営状況の中で、生活支援住宅を自前で用意し半年から1年程度、安い家賃で住ませ、併せて相談等のケアをしている。これに使う住宅の借料等について助成制度ができないか。

両全トウネサーレの活動（寄添い型ケアの推進）

